

市内事業者の皆さまへ

蒲郡市新型コロナウイルス感染症対策事業

キャッシュレス決済手数料を補助します!

非接触型の新しい生活様式を整備しつつ、買い物客の利便性と集客を図ることを目的に、市内のキャッシュレス化を促進するため、事業者がキャッシュレス決済に要した手数料の一部を補助します。



対象事業者

蒲郡市内に有する店舗において、消費者と対面で金銭の授受を行っている中小事業者等^{※1}

※1 特定非営利活動法人、医療法人等の各種法人、個人事業主等を含む

補助対象

蒲郡市内に有する店舗において実施したキャッシュレス決済で、補助対象期間にキャッシュレス決済事業者に支払いをした決済手数料

※補助実施後、6か月以上補助対象となったキャッシュレス決済を、市内店舗で引続き使用することが必要です。

補助対象期

令和3年4月1日(木)から令和4年2月28日(月)まで【このうち最大6か月分】

補助金額

補助対象経費の3分の1以内(千円未満切捨) 【1補助事業者当たり上限3万円】

申請期間

令和3年4月1日(木)から令和4年3月31日(木)まで【郵送の場合は必着】

※申請された補助金の額が、予算額を超えるときは、期間内であっても申請の受付を終了しますのでご注意ください。

提出書類

- 補助金交付申請書
- 補助対象経費明細書
- 支払の根拠となる資料
- 個人事業主は、事業を実施していることが分かる資料(直近の確定申告書(写)等)
- 申請者本人の身分を証明する書類(個人の場合は、運転免許証等、法人の場合は、登記簿謄本等)
- 事業所及び店舗の所在地が確認できる書類(直近の確定申告書(写)等)



詳しくは、市ホームページ・窓口にあります募集要領でご確認ください。

お問合せ先・提出先 蒲郡市役所 観光商工課 商工労政担当 0533-66-1119

手続きの流れ・提出書類

申請者

蒲郡市

キャッシュレス決済を店舗で実施
(令和3年4月1日～令和4年2月28日)
・上記期間内に手数料の支払いが完了
※補助実施後6か月以上、市内店舗において、
補助対象となるキャッシュレス決済を継続利用
していただく必要があります。

交付申請

- ・ 交付申請書
- ・ 補助対象経費明細書
- ・ 支払いの根拠となる資料 (領収書(写)等)
- ・ 【個人事業主のみ】
事業を実施していることが分かる資料
(直近の確定申告書(写)等)
- ・ 申請者本人の身分を証明する書類
(個人：運転免許証等)
(法人：登記簿謄本等)
- ・ 事業所及び店舗の所在地が確認できる書類
(直近の確定申告書(写)等)

※申請期間

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

申請

受理

要件
審査

※審査の結果、不交付と判断されたものは、「不交付決定通知」を送付します。

交付請求

- ・ 交付請求書
(令和4年4月5日(火)まで)

通知

交付決定

請求

補助金交付
手続

補助金

補助金交付

※補助金に係る経理上の証拠書類は、
補助事業が完了した日の属する会計年度
の終了後5年間は保存してください。